

## 「ネットウヨクのバイブル？」・再考

—江藤淳がおそらくみなかったこと—

桜井芳生

### 【はじめに】

みなさんこんにちは！ 人文学科で、現代メディア文化論を担当している桜井芳生です。この授業（註）は、マスコミ関連ということで、他の学生さんにくらべて、比較的マスコミ・マスメディア・ジャーナリズムに関心の高い学生さんがあつまっているようですが、二年生が大部分のようなので、ご存じないかたも多いかと思います。今日は、「ネットウヨクのバイブル」ともいえる江藤淳の『閉された言語空間』をめぐるおはなしです。

みなさんは、まだ二年生ですし、ほとんど新聞も読んでいない（！）、ようですし、2ちゃんねるなどの「インターネット世論？」についてもそれほど「ふかい」ひとは多くないでしょう。

しかし、旧来の「マスコミ」（ネット界の一部では「マスゴミ」とも呼ばれます）と、いわゆるネット世論との関係について、一定の見識をもっておくことは、みなさんが、マスコミあるいは、ネットワーク業界など、情報産業に就職するにせよ、そうでないにせよ、現在の日本で、なにかものをかんがえるうえで、「前提となる教養」ともいえるとおもいます。

というわけで、今日は、ネット世論・ネットウヨクがマスコミをどうみていて、そのバイブルともいえる書籍（江藤淳『閉ざされた言語空間』）が存在するということをみなさんに紹介し、さらに、その書籍の主張自体について

もすこし再検討をくわえてみたいとおもいます。

### 【江藤淳『閉ざされた言語空間』】

アマゾンで、『閉ざされた言語空間』をひくと、

内容（「BOOK」データベースより）

さきの大戦の終結後、日本はアメリカの軍隊によって占領された。そしてアメリカは、占領下日本での検閲を周到に準備し、実行した。それは日本の思想と文化とを殲滅するためだった。検閲がもたらしたものは、日本人の自己破壊による新しいタブーの自己増殖である。膨大な一次資料によって跡づけられる、秘匿された検閲の全貌。

とあり、

「5つ星のうち 4.6 (18件のカスタマーレビュー)」

と非常に高い読者の評価をえています。たとえば、こんなレビューがあります。

「反日ジャーナリズムの起源, 2004/10/26

櫻井よしこ氏などの努力により、最近ようやくGHQの検閲の実態が知られてきたが、本書はその嚆矢となった本である。

GHQの検閲の実態は巧妙を極めるもので、検閲を実施していることすら公表を禁じている。また、GHQが決定した検閲方針に基づき、報道機関の自主検閲を基本としており、検閲方針がいつのまにか個人に内面化されてしまっている。このことは、検閲終了後も新聞の論調が目に見える形で変わっていないこと、検閲で米・中・朝鮮に対する批判を禁じていたが、これらの

国に対する批判を今でもタブー視する雰囲気があること、から明らかであろう。占領終結後もGHQの検閲を清算せず、中朝を夢の祖国として極端に美化してきた朝日新聞などは、まさしくその申し子である。

私も著者の死後初めて読んだのだが、戦後の歴史観が問い直されている現在、著者の意見を聞いてみたいテーマは山ほどある。著者の自死が惜しまれてならない。

28人中、26人の方が、「このレビューが参考になった」と投票しています。」

と、いったような、完全礼賛のレビューがつづきます。(一点非常に批判的にレビューがあって、とても参考になりますので、みなさん自身で、ぜひ、ごらんを)。

それほど、高価な本でもないのに、マスコミを志望されるかたは、ぜひ、入手されるといいでしょう。

とはいえ、今の学生さんの実情を知っている(つморいの)私としては、きっと、読み通すのむずかしいだろうなあ、とおもいます。ので、まずは、以下の紹介にそって、拾い読みするのをおすすめします。

まず、目次を開くと、  
「第一部 アメリカは日本での検閲をいかに準備していたか  
第二部 アメリカは日本での検閲をいかに実行したか  
あとがき  
文庫版へのあとがき」

となっています。

まずは、第一部の第一章に、著者江藤淳が、このような研究をはじめた動機と、それをおこなうために、わざわざ、半年間、アメリカのワシントンで、主に二つの文書館での調査にいった次第が具体的にかかれていますので読んでみましょう。

あとは、第一部は、ちょっときついで、あとまわしにして、第二部をみてみましょう。

第二部において、じっさいに、占領軍によって、日本のマスメディアがどのように検閲されていったかの詳細が、著者が調べた範囲で、述べられています。

まず、注目されるのは、ポツダム宣言の二つの条項をめぐる問題です。すなわち、

「十（中略） 言論、宗教及思想ノ自由竝ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルベシ」

（出所：データベース『世界と日本』 日本政治・国際関係データベース 東京大学東洋文化研究所 田中明彦研究室 [文書名] ポツダム宣言（米、英、華三国宣言）. <http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/docs/19450726.D1J.html>

「10.（中略） Freedom of speech, of religion, and of thought, as well as respect for the fundamental human rights shall be established.」

（出所：Potsdam Declaration : Birth of the Constitution of Japan <http://www.ndl.go.jp/constitution/e/etc/c06.html> ）

という第十条の「言論の自由」項目と、

「十三 吾等ハ日本国政府ガ直ニ全日本国軍隊ノ無条件降伏ヲ宣言シ且右行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適当且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ

対シ要求ス（以下略）」

「13. We call upon the government of Japan to proclaim now the unconditional surrender of all Japanese armed forces, and to provide proper and adequate assurances of their good faith in such action.（以下略）」

の、第13条の、「全日本国軍隊ノ無条件降伏」項目です。

「三業地から拉致された下働きが、実に27人の米兵によって輪姦されたという事件が（同盟通信社によって＝桜井）報じられたときには、さすがの米陸軍も海兵隊当局者も、事実無根を声明せざるを得なかった」（江藤1994:174）。江藤によると、日本の報道機関が、占領軍にたいして、このような果敢な活動を続けられたのは、「彼らは正当にも、ポツダム宣言第13項が、明示するとおり、「無条件降伏」したのは「全日本軍隊」のみで、政府と国民は同宣言の提示した条件を受諾」しただけだと解釈していたからだといいます（江藤1994：174）。

それにたいして、1945年9月15日、GHQ民間検閲支隊長は、日本の報道関係者を総司令部に召致し、次のような声明を読み上げたといいます。

「(略) マッカーサー元帥は、連合国がいかなる意味においても、日本を対等とみなしてないことを明瞭に理解するよう欲している。(略) 今後日本国民に配布される記事は、一層厳重な検閲を受けることになる。(略) 連合国に対する破壊的批判も然りである。(略)」

江藤によると、この声明は二つの意味で、きわめて重要な問題をはらんでいたといいます。

すなわち、第一は、上記のポツダム宣言にあった「日本軍隊の無条件降伏」を政府の無条件降伏へと解釈替えすることでした。

第二は、これまた上記のポツダム宣言にあった「言論の自由」が、占領軍の検閲によって、ないがしろにされてしまったことでした。

しかも、この二点の矛盾自体が、まさに、この「検閲」によって、日本人に見えないものとなってしまったのです。

「(略) 二つの相互に矛盾する「真実」が提示されたとき、もし自由な判断が可能な状況に置かれていれば、人は自ら検証してそのいずれかを取るか、そのいずれもが「真実」ではないという立場をとるかの、どちらかの態度を選ぶにちがいない。しかし検閲は、その性格上自由な判断を許さず、(略) 唯一の「真実」と認めることを強制するのである。

これはいうまでもなく、(略) アイデンティティの破壊である。(略) 日本人を日本人以外の何者かにしようとする企てであった。」(江藤1994:182-183)

さらに、江藤が、重視するのは、このような占領軍による検閲が、戦前の日本政府による伏せ字(×××、...) にするといった「検閲をしていることがわかる検閲」なのではなくて、「検閲していることさえ見えないような検閲」だったことです。

「(略) 声明を読み上げてのち、フーヴァー大佐の動静は一度も日本に新聞に報じられることはなかった。(略) 後任者にいたっては、その名前が活字に表れる事すらなかったのである。」(江藤1994:183) (強調=桜井)

以下、江藤淳がみたところの、占領期検閲の詳細が資料にもとづいて、語られます。とても、興味ぶかいので、マスメディアならびに、現代日本社会に関心のあるひとは、ぜひめを通してみましょう。

敗戦直後の時代など、みなさんにとっては、前世以前の関係ない話にみえるかもしれませんが、この前の戦争、その敗戦、敗戦後の処理、、、は、現在の日本に無視できない影響をあたえつづけているとおもいます。

時間の都合もありますので、以後の江藤の主張を簡単にまとめてみましょう。

- ・ 以上すでに述べたように、占領期検閲は、それ以前の日本政府による検閲が見える検閲であったのにたいし、それ自体が見えない検閲であった。
- ・ 述べたように、この検閲は、占領軍自体が合意したはずの、ポツダム宣言に矛盾するものであった。すなわち、無条件降伏したのは、日本軍であったのに、日本政府であるかのように見せかけたという点で。(ただ、この条文解釈は、議論があるようです。関心あるかたは、フォローしてみてください。法律素人の私桜井が、英文・訳文をみるかぎりには、江藤解釈は自然なものにみえますが)。第二に、言論の自由を、当宣言が保証していた点で。

### 【『閉された言語空間』 つづき】

以降、9月の末にかけて、占領軍の検閲勢力に対して、日本側の反抗がいくつもあり（江藤1994：200あたり）、それに対して決定打的であったのが、9月27日付けの「新聞と言論の自由に関する新措置」といえるでしょう。（江藤1994：202）

ここでは、

「1. 日本政府は新聞の自由ならびに通信の自由に関する（略）制限措置を即時停止すべきこと。

2. 今後新聞その他の（略）一切の（略）検閲については、最高司令官が特に承認した制限によってのみ取り締まられるものとする。（以下略）」（江藤1994：202）と述べられ、

江藤は、「この指令によって、日本の新聞は、国家に対する忠誠義務から完全に解放された」、といい（江藤1994：205）、

「その代わりに、新聞は、連合国最高司令官という外国権力の代表者の完全な支配下に置かれ、かくのごときものが、あたえられた「言論の自由」なるものの実体であった。」といます（江藤1994：205）。

この点を、江藤は

「それは正確に、日本の言論機関に対する転向の強制にほかならなかった」（江藤1994：205）と評価します。

これに関して、興味深い事例を江藤は紹介します。1947年1月7日、民間情報教育局新聞出版班長インボーデン少佐が、雑誌者80社の代表に対して行った「自由な報道」と題する講演の後の一問一答です。

〔略〕答 われわれはいかなる日本の出版物に対しても指示したりはしない。もちろん「新聞遵則」は厳重に守ってもらわねばならない。

問 それなら、とにかく日本人に関する限り報道の自由などというものは存在しないのですね。

答 いまのはいかさまの質問だ。私は答えないぞ。この侮辱的かつ不適切な質問については、いかなる日本の雑誌も言及してはならない。

問 侮辱するつもりでいったのではありません。私は日本には自由な報道ではなくて免許制の報道があると考えたのです。

答 私はこの問題については議論しない。君は信用できない。不誠実だ。』（江藤1994：209）

江藤はいいます。「この一問一答は、当時の出版関係者が、この章で紹介した一連の最高司令部指令のつくり出した状況を、ほぼ正確に把握していたことを示す貴重な記録である。出版関係者は「報道の自由」も「言論の自由」も存在しないことをよく知っていたが、そのことを指摘したり、活字にしたりすることは厳禁されたのであった。」（江藤1994:209）

その後本書では、事前検閲の詳細が、述べられ、1946年11月末には、「検閲指針」(以下)が、検閲者(日本人)に与えられていたといえます。

「削除または掲載発行禁止の対象となるもの

1. SCAP—連合国最高司令官(司令部)に対する批判(略)
2. 極東軍事裁判批判(略)
3. SCAPが憲法を起草したことに対する批判(略)
4. 検閲制度への言及(略)

(略)

17. 神国日本の宣伝(略)
19. ナショナリズムの宣伝(略)
21. その他の宣伝

以上特記した以外のあらゆる宣伝がこれに相当する。

(略)

23. 占領軍兵士と日本女性との交渉(略)

(略)

30. 解禁されていない報道の公表」

「検閲を受け、それを秘匿するという行為を重ねているうちに、被検閲者は次第に(略)自ら新しいタブーを受容し、「邪悪」な日本の「共同体」を成立させてきた伝統的な価値体系を破壊すべき「新たな危険の源泉」に変質させられて行く。

この自己破壊による新しいタブーの自己増殖という相互作用は、戦後日本の言語空間のなかで、おそらく依然として現在もなおづづけられているのである。」(江藤1994:242)

【見えない検閲？】

江藤淳の『閉された言語空間』が、戦後ならびに現代の日本のマスメディアをかんがえるうえで、さけて通ることのできないものであるのは、いうまでもないと思います。

個人的には、本書あるいは、本書でふれた「占領下の「見えない検閲」」について、自己総括していないマスメディアはまったく信用する気になれません。本書にかんしては、ネットレビューアアなどの熱烈な支持（アマゾンレビューなど）と、ごく一部の冷静な？ 反応（以下の有山など）を、のぞくと、進歩派？ 論壇陣営からは、黙殺されているように感じられますがどうでしょうか？

江藤の主張を「自然」とふまえると以下のようなになるのでしょうか。

↓

占領下における「見えない検閲」は、まさに、それ自体、ポツダム宣言や、朝日新聞の昭和20年8月23日「自らを罪するの弁」（以下）に、矛盾しており、欺瞞である。

社説

自らを罪するの辯

ではない。しかしながら、わが国は、  
 聯合國から来るべき苛烈な制約の  
 下に、我が同胞の意志を如何に伸  
 張せしめ、その利益を如何に代表  
 すべきか、このことを我國の  
 論界に課せられた新なる重大任務  
 である。

「占領軍の権力下ではいたしかたなかった」と認めたとしても、「講和成立後」には、すみやかに、「占領下では、それ自体、「言えなかった」が、見えない検閲をしていて、占領下の我が社の報道は、それによって検閲されていた」と自己批判すれば、すこしは信用できようが、

↓

そのような、「占領後、総括」をしなかったがゆえに、日本の戦後マスメディアは、未だに、占領軍によるプレスコードという「見えない自己検閲」という「閉された言語空間」にあるのだ。と。(以上)

江藤によるこのような問題提起を、私は多とします。しかし、本書が出版されて(雑誌初出は82年)すでに20年有余です。現在の資料状況から、再検討は必要でしょう。ところが、専門のメディア史研究者たちによるこの江藤の仕事にたいする言及があまりみられないのです。

数少ない「正面きった」論評として、有山輝雄の批評を見出すことができました。それによると、

「検閲を第一次資料によって研究した先駆的研究」と評価し、「『ウォー・ギルド・インフォメーション』という資料が大きく扱われ、占領軍が日本人に戦争にたいする罪悪感を受けようとした例証とされている。本書における著者の主張は、占領軍の検閲政策によって戦後日本の言語空間が大きく拘束され、しかも検閲の事実が秘匿された結果、日本人は今にいたるもこの閉ざされた言語空間の中にいるもの」と的確に要約し

「膨大なGHQ関係資料のなかから、CCD書類を分類し、占領軍の検閲を明らかにした先駆的研究であり、その点での意義は十分ある。」と評価しつつも「強引な資料解釈も、随所に見受けられる。また、占領軍の検閲に様々な悪の根源を押しつけようとする悪玉善玉史観になっている(略)」（有山1990）と批判しています。

では、具体的に江藤の議論のどこが「強引な資料解釈」なのでしょう。有山は、別の成書（有山1996）で、江藤による「のち、フーヴァー大佐の動静は一度も日本に新聞に報じられることはなかった。（略）後任者にいたっては、その名前が活字に表れる事すらなかったのである」（上言及）の部分に言及して、数点の実例をあげて、新聞紙面上自体に占領軍による検閲の主体が登場している場面があることを主張しています。

もしこの有山の主張が正しいのだとしたら、江藤の「検閲していることさえ隠されていた検閲」という主張の中核部分が崩れることになるでしょう。

有山のこの指摘は、私にとっても、晴天の霹靂でした。それで、我が鹿児島大学には、朝日新聞の1945年以來の紙面についてのデータベースがはいっているものでさっそく確認してみました。

私は、いわゆる「メディア史」研究はまったくやったことがなく、専門家にあたいしません。しかし、ためしに、朝日新聞データベースを、検索してみて、以上の江藤が示唆するストーリーは、若干修正が必要なのではないかと考えるようになりました。そうすると、続々、、、というほどではありませんが、検閲にかんする記事を見つけられました！

朝日新聞縮刷版データベースで、検索すると、じつは、占領期に、すでに「検閲」あるいは、「プレスコード/プレス・コード」の語は、紙面自体に登場しているのです。（以下）

検索語：検閲

- |       |            |            |    |     |              |
|-------|------------|------------|----|-----|--------------|
| 00001 | 1945年9月8日  | 東京／朝刊      | 2頁 | 5段  | 記事           |
|       |            | 新聞、ラジオは検閲  |    |     | 武装解除は来月10日迄  |
| 00002 | 1945年9月9日  | 東京／朝刊      | 2頁 | 10段 | 記事           |
|       |            | 「もしもし」に御注意 |    |     | 外国向郵便物を米軍が検閲 |
| 00003 | 1945年9月11日 | 東京／朝刊      | 1頁 | 12段 | 記事           |
|       |            | 印度政庁、検閲を解除 |    |     |              |

- |       |  |       |    |     |    |
|-------|--|-------|----|-----|----|
| 00004 | 1945年9月16日   | 東京／朝刊 | 2頁 | 1段  | 記事 |
|       | 国内報道に限定 米軍司令部の命令 同盟通信社の業務  |       |    |     |    |
| 00005 | 1945年9月17日   | 東京／朝刊 | 1頁 | 2段  | 記事 |
|       | 対等感を捨てよ マ元帥、言論統制の具体方針  |       |    |     |    |
| 00006 | 1945年9月25日   | 東京／朝刊 | 2頁 | 11段 | 記事 |
|       | 「快男児」検閲保留  |       |    |     |    |
| 00007 | 1945年9月28日   | 東京／朝刊 | 2頁 | 5段  | 記事 |
|       | 民衆の声を採取 復員兵士や女店員 街頭進出の録音自動車<写>   |       |    |     |    |
| 00008 | 1945年9月30日   | 東京／朝刊 | 1頁 | 2段  | 記事 |
|       | 5段階の措置完了   |       |    |     |    |
| 00009 | 1945年10月6日   | 東京／朝刊 | 2頁 | 12段 | 記事 |
|       | 東京5紙に事前検閲  |       |    |     |    |
| 00010 | 1945年10月7日   | 東京／朝刊 | 1頁 | 15段 | 記事 |
|       | 軍事検閲を撤廃  |       |    |     |    |
| 00011 | 1945年10月7日   | 東京／朝刊 | 2頁 | 1段  | 記事 |
|       | 対日施策を動かす人々 マックアーサー司令部の3局長／輿論は弾<br>圧を脱し、自由奔放な発展 民主主義も日本的に 情報・教育局長ダイク大<br>佐／生粋の新聞人“責任は一段と加重” 民間検閲局長フーヴァー大佐／信任<br>を一身に クレーマー大佐<写> |       |    |     |    |
| 00012 | 1945年10月11日  | 東京／朝刊 | 1頁 | 13段 | 記事 |
|       | 郵便等に検閲制 連合軍の命である閣令公布   |       |    |     |    |
| 00013 | 1945年11月9日   | 東京／朝刊 | 1頁 | 8段  | 記事 |
|       | 言論暢達阻害せず マ司令部、新聞検閲方針   |       |    |     |    |
| 00014 | 1945年11月14日  | 東京／朝刊 | 1頁 | 15段 | 記事 |
|       | ソ連、報道検閲撤廃か   |       |    |     |    |
| 00015 | 1946年1月31日   | 東京／朝刊 | 2頁 | 7段  | 記事 |
|       | 未検閲映画の上映を禁止__映画  |       |    |     |    |
| 00016 | 1946年9月2日  | 東京／朝刊 | 2頁 | 9段  | 記事 |

## 良心の検閲\_\_声

- 00017 1947年6月6日 東京／朝刊 1頁 10段 記事  
検閲の緩和を考慮 ボールドウィン氏談\_\_見解発表
- 00018 1948年4月8日 東京／朝刊 2頁 5段 記事  
米著作品検閲せず マッカーサー元帥\_\_総司令部
- 00019 1948年4月15日 東京／朝刊 1頁 8段 記事  
新聞も事後検閲へ 総司令部\_\_新聞
- 00020 1948年7月16日 東京／朝刊 1頁 12段 記事  
新聞の事前検閲廃止\_\_新聞
- 00021 1948年7月17日 東京／朝刊 1頁 15段 記事  
天声人語
- 00022 1949年11月28日 東京／朝刊 2頁 1段 記事  
「愛児の家」の子ら巣立つ\_\_児童問題
- 00023 1950年7月30日 東京／朝刊 1頁 14段 記事  
戦争報道に検閲なし\_\_米・国際軍
- 00024 1950年10月30日 東京／朝刊 2頁 5段 記事  
紙芝居に母の検閲 “童心を守る運動”活発化\_\_一般
- 00025 1950年12月13日 東京／朝刊 1頁 9段 記事  
報道に自主的検閲要望 GHQ 渉外局長\_\_総司令部
- 00026 1951年3月21日 東京／朝刊 3頁 7段 記事  
資料集め解釈を統一 風紀出版物 検閲制も考慮\_\_出版
- 00027 1951年4月21日 東京／朝刊 3頁 1段 記事  
風紀出版検閲に反対 文芸家協会声明\_\_出版
- 00028 1951年5月5日 東京／朝刊 1頁 7段 記事  
「証言の検閲行過ぎ」 ノーランド議員抗議\_\_マッカーサー元帥証言
- 00029 1951年5月9日 東京／朝刊 4頁 1段 記事  
「検閲制度」の亡霊 チャタレイ裁判傍聴記\_\_文芸
- 00030 1952年4月26日 東京／朝刊 2頁 1段 記事

## 検閲制度復活の不安 鈴木氏\_\_法務委員会

- 00031 1952年6月1日 東京／朝刊 1頁 7段 記事  
韓国の政治情勢緊張 さらに議員逮捕と検閲布告\_\_韓国
- 00032 1952年12月3日 東京／朝刊 3頁 7段 記事  
検閲の不安\_\_声欄

## 検索語：プレスコード

- 00001 1948年9月2日 東京／朝刊 2頁 7段  
日刊スポーツ六カ月発行停止 プレスコード違反に判決\_\_裁判
- 00002 1948年9月29日 東京／朝刊 2頁 8段  
日刊スポーツ発行停止解除\_\_裁判
- 00003 1949年5月1日 東京／朝刊 3頁 5段  
共産党員プレスコード違反\_\_出版
- 00004 1952年3月26日 東京／夕刊 1頁 7段  
プレスコードの立法進まず 講和発効前に\_\_新聞
- 00005 1953年10月7日 東京／朝刊 7頁 1段  
大阪高裁免訴の判決 プレスコード違反\_\_判決
- 00006 1953年12月16日 東京／夕刊 1頁 1段  
最高裁また免訴判決 新聞、言論の自由関係\_\_政令三二五号違反免訴

## 検索語：プレス・コード

- 00001 1949年2月8日 東京／朝刊 1頁 14段  
プレス・コード違反の処理\_\_労働
- 00002 1949年9月21日 東京／朝刊 2頁 5段  
プレス・コード違反事件に懲役二年\_\_裁判
- 00003 1951年9月30日 東京／朝刊 1頁 1段  
治安立法と自由の制約\_\_社説

00004 1951年10月1日 東京／朝刊 1頁 1段  
「新聞が結ぶ人の和」\_\_社説

上記において、プレスコードの「初出」は1948年9月2日の「日刊スポーツ六カ月発行停止 プレスコード違反に判決\_\_裁判」です（使用したデータベースは、1945年1月1日づけ紙面より検索可能）。見出しだけをみても、すぐ不思議に感じられるとおり、データベース上は、「初出」であるのに、見出しはあたかも「プレスコードという語が、すでに、読者にとって、既知であるか」のような文言です。記事本文をみても、「昭和二十年九月十九日総司令部から日本政府あての日本〇〇（新聞）規約（プレス・コード）〇〇〇—〇および〇〇〇に違反するものとして」（〇の部分、文字がつぶれて判読できず。伏せ字なわけではない）とあります。

このように、すくなくとも、朝日新聞紙面上では、占領軍によるプレスコードなるものが存在し、それによって、報道が検閲されていたことは、刻々報道され、「既知」扱ひされていたようです。というわけで、有山のいうように、江藤説で説くような「検閲されていたことが自体が見えない検閲」が存在していたというのは、無理があるよう見えます。

しかし、だからといって、占領期検閲の問題が無視していいとはもちろん言えないでしょう。すくなくとも三つの論点が残るでしょう。

第一。たしかに朝日新聞の紙面上には、検閲の進行にかんする占領軍の宣言がほとんどのっていました。しかし、それは、「戦前の報道の不自由からの解放」あるいは、紙面の隅に「東京五紙に事前検閲」といったような小さなものでした。当時の読者の平均層にとって、占領軍の検閲はどれほど、既知であったのでしょうか？

第二。検閲されていることが完全に既知であったとしても、報道の内実がどのように検閲されていたかは、読者にわかりようがない。とくに、「伏せ字」

による検閲でなかったのだから。この点、当時の読者はどのように認識していたのでしょうか。

第三。(事後も含めて) 検閲が完全におわるはずの、講和条約発効前後の紙面をみても、検閲への言及はほとんどあられない。(今後共産党のビラ攻勢がたかまるかもしれない、といった言及程度である)。これはなぜか。

これらの疑問点は、今後さらに追究されるべきでしょう。

### 【1948年7月17日付け「天声人語」の言う「フリー・プレスの面目を保つ」!?】

諸先行研究では、どうも言及がないようなのですが、1948年7月17日付け「天声人語」は、本稿の文脈では、無視できない発言を行っています。ちょっとこれはひどい。

まさにこの日は、「事前検閲」が廃止された(そして「事後検閲」に移行した)日でした。

「占領軍が、日本に入ってきた時、新聞がどんな扱いをうけるかはひとつの心配であった。」と、新体制下での報道弾圧への懸念をしていたかのように書き出されています。

しかし、

「マ元帥(ママ)の考えは(略)、言論報道の自由を與えねばならぬということだった。(略)『(略)新聞の自由ほど偉大なる世界平和の保障はない』というのが当時の元帥の言葉だった。▼そこで占領直後(略)(九月)廿九日には(略)抑圧諸法令を全部撤廃し、『新聞を政府から切離した』のであった」

と、占領軍体制に非常に迎合的なことを述べています。ただし、検閲がなかったというウソは書かないところが、まあ、こずるい、とでもいいでしょうか。

「しかし、占領方針から逸脱せぬよう新聞の事前検閲は行われていたのだが、」と、事前検閲を隠してないぞ、とばかり、自己弁明的言い訳があり、その後の文言が、信じがたい筆致です。すなわち、

「占領満三年になろうとする今それも廃止されて、フリー・プレスの面目を保ちうること、なつたのだ。」（強調桜井）

まさに、前日の同紙面で、「事後検閲」はすると明言していたのに！、です。どうも、同紙の考える「フリー・プレス」とは「事後検閲」では侵害されないことをいうようです！

### 【江藤淳は、おそらく見なかった？】

朝日新聞のデータベースがいつから一般人に利用可能になったのか、ちょっと調べがつかないのですが、おそらく、江藤淳は、新聞のデータベースでの確認をしなかったのではないのでしょうか？

いうまでもなく、ワシントンまで行って、占領軍の検閲資料の段ボール箱の大群と格闘した江藤の先駆的研究は高く評価されるべきです。しかし、今やわれわれは、20年前の著者が利用できなかった、情報ツールを利用できます。（今回は使用しませんでした。江藤が依拠した二大資料コレクションのうちの一つ「プランゲ」文庫についても、国立国会図書館にマイクロフィルムとして所蔵され、ネット端末で、検索可能です。）

しかし、われわれのおおくはこのような「めぐまれた情報環境を、つかいつぶしていない」のではないのでしょうか。

**【検閲に対して従順であった？】**

有山説に関連して、もう一点いいたい事があります。もし有山説がただしいとしたら、なぜ、日本のマスメディアにたいして、占領軍の検閲がこれほどうまくいったのか、という問題です。これに対して、有山は、日本の新聞社たちが、非常に検閲に対して従順であった、とのべています（有山1996：222）。

ではなぜ、日本の新聞社たちは、検閲にたいして、従順であったのか？この間についての十分な検討をする余裕はここではありません。しかし、おなじ有山の『「中立」新聞の形成』が非常に参考になります。この本は、遙か時代は明治にさかのぼりますが、当初は「多事争論」を体現していた言論界が、たんに弾圧によるだけでなく、メディア自身が制度内に組み込まれ、「中立」を旨とする不偏不党新聞が形成していったさまを描いています。

どうやら、ここらあたりから、報道言論機関にかんする「中立」「不偏不党」「偏向報道忌避」が生じたのかもしれない。（あと、1940年体制の成立時もあやしいですね）。

「中立」を目指す以上、自分（独善）の価値観によって報道することはできません。だれかが「ここが中立だ」と示してくれないと困難でしょう。占領期には、それが、暗黙の占領軍の声、だったのかもしれないし、占領後は、なんらかの「進歩」の観念だったのかもしれない。

若い学生のみなさんには、ぜひ、卒業までに、J・S・ミルの『自由論』とモンテスキューの『法の精神』（後者は拾い読みでOKです）を読んでいただきたい。

両者ともに、神や王の権威が絶対でなくなった社会で、人々はいかにして

真理に到達できるのか、統治機構はいかにあるべきか、という問に答えたものといえるでしょう。前者にたいするミルの回答が「自由な言論のもとでの、限りない相互批判によって」であり、後者にたいするモンテスキューの回答が「複数の権力機関の相互チェックによって」ということになるでしょう。両者においては、「中立」や「不偏不党」などといった「甘言」に逃げようなどといったふるまいはみじんも見られません。いってみれば、いまわれわれがすむ社会では「これが、中立点だと示してくれる「水戸黄門」のような人は存在しないし、希求もできない」のです。

その視点から言って、「中立・不偏不党」は報道言論にとって、重要なのではなくて（むしろそれは有害で）、「自由・相互批判・非独占（非寡占）」こそが生命線なのではないでしょうか。

その点で、たとえば、「一不偏不党の地にたって、、、」という冒頭の辞から始まる文章を綱領としている朝日新聞社や、地方紙にたいするニュース供給ではほぼ独占体制といえる社団法人共同通信社が、これらの点（「不偏でなく自由」）（非独占・非寡占の重要性）をほとんど反省しているように見えないのが非常に懸念されます。

### 【(社) 共同通信社の「知る権利」】

ここでちょっと余談をさせてください。公正取引委員会のサイトには、各製品の「集中度調査」の結果を見ることができます。

「ニュース供給業」が上記三社で、「97.9%」と非常に高い寡占状態になっているのがわかります。しかし、社名が記されていない！のです。公取委の「ガイドライン」では「一社で50%超」「二社で75%」のシェアの場合、独禁

法で禁じられている「独占的状态の定義」の要件（の一つ）をみたすことになると書かれているのです！

そんなこんなもあって、ちょっと、社団法人共同通信社に関心がわいて、メールで、広報ご担当に、定款を拝見したいとメールしてみました。そうしたら

「弊社定款は外部の方が閲覧することは可能ですが、直接本社にお越しいたゞき、その場で閲覧をしていただいております。複写物をお送りすることはしておりません。」とのことでした。

もちろん、当方が鹿児島在住なのはご存じのうえでのご回答です。

ご立派な「知る権利」ですねえ！

もしかしたら、共同通信社が、株式会社なのではなく、社団法人なので、独禁法にはふれないということなのかもしれません。共同通信は、子会社で株式会社も持っており、社団法人でできない営利業務などをそちらでやっているようです。

（朝日新聞と共同通信社をあげたのは、ゲストさんとの関連と、たんに目に付いただけです。他意はありません）。

### 【後日談：江藤の、不「自由」体験は、他人事ではなかった！】

江藤の『閉された言語空間』の最終章（第十章）では、江藤自身が

「(略) 報道機関それ自体の手によって、歴然たる検閲が行われているという実状を、私はたまたま親しく体験し、さらにその証拠となるべき資料を入手

するというめぐり合わせに遭った。」(江藤1994：348)

と、述べ、「天皇陛下御在位六十年奉祝事業」の一端として、ドキュメンタリー映画を制作する企画に関わった際の体験を記しています。

ここでは、江藤によるシナリオ原案の、天皇・皇室に対するさまざま敬語表現が、制作映画社によって修正された体験が記されています。

そのような皇室への用語の指針が、その映画社の系列にあたる放送局による「皇室関係用語集・改訂版」によって示されていたことが明らかにされます。この「用語集」は、日本放送協会（NHKのことです）、東京放送（鹿児島ならMBC系列）、日本新聞協会、共同通信社、による四種類の用語集を参考文献に挙げていました。ここから「(略)放送のみならず一般に放送・新聞界を通じて、自主検閲の基準がさだめられているものと推測される」(江藤1994：357)と江藤は言います。

そして、それにつづいて、「使わないことば」(以下、×印)と「使うことば」の用例表が『閉された言語空間』に例示されています(江藤1994：357-360)。たとえば、

踐祚 × → 即位  
 行幸 × → おでかけ など  
 出御 × → お出まし  
 皇后宮 × → 皇后

などです。これに対して、江藤は

「その敬語を、「時代錯誤」と極め付け、「現代感覚」によって「使わないことば」と「使うことば」にふるい分けようというのは、言語を政治的価値判断によって通時的に区切ろうとする、人為的な企てにほかならない。」(江藤1994：365)

「今日の日本に、“自由”は依然としてない。」(江藤1994：366)

と、批判しています。

しかし、おそらく、このあたりのページを読んだ若いみなさんは、江藤のこの主張に直感的に賛同できないのではないのでしょうか。「践祚（せんそ）」なんて、まさに「時代錯誤」で、江藤は、「自由」の名のもとにたんに自分の「古い言語感覚」に固執しているだけではないか、、、と。

じっさい、この授業にゲストでおいでくださった地方紙の記者さん（本学OB）も、似たようなコメントをされていました。

じつは、私自身も、はじめ読んだときは、江藤の言語感覚は、古いなあ、大時代的だなあ、「践祚（せんそ）」とかはやっぱり書き換えるべきではないの、、、と違和感を感じていたのです。しかし、、、、、！

\* \* \*

わたくしごとで恐縮ですが、わたしはある地方紙に、就活支援の文章を連載しています。そこで、

「あなたが女性なら、お手製の「おむすび」を持参すれば、支援室・人事部のおじさま、支援ゼミのおにいさま、みんな「ころりん」よ！ わが就活ゼミに代々伝わる、秘技「おむすび、ころりん！」です。（略）

就活標語（略）

支援室・人事部・支援ゼミのおじさま・お兄さま、みんな「おむすび・ころりん！」」

という、いかにもわたしのノリの原稿を書いたのです。

しかし、前半の部分が、「「大げさにいえば女性差別とも受け取られる可能

性もある」との指摘があり、」とのことで、後半の部分は、「一読では理解できないため」との理由で、削除（後半は差し替え）されてしまいました。

江藤の懸念は、杞憂ではないのだな、と、わたしは痛感させられたのです。

江藤の言語感覚自体が古いだけではないの、という違和感は、じつは、われわれが「閉された言語空間」という不自由な空間にいた「結果」であった、という可能性は否定しにくいのだな、と反省させられたのです。

## 【まとめ】

まとめてみましょう。

- ・江藤淳『閉された言語空間』は、日本のマスコミに関心ある人には必読。
- ・ただし彼の、検閲自体が見えなく行われた、という主張は支持しがたい。
- ・しかし、どのような検閲がなされたのかは一般読者に知られていなかったのは、たしか。
- ・講和成立後すぐに自己検証しなかった点でも、そのようなマスコミは信頼しがたい。
- ・現在のわれわれは、いまつかえる情報ツールをフルに利用すべきだろう。
- ・1948年7月17日「天声人語」は必読。彼らの考える「フリー・プレス」の内実を知る上でも。

- ・病根のひとつは、中立（不偏）イデオロギーにもありそうだ。
- ・「中立・不偏不党」よりも、「自由・相互批判・非独占（非寡占）」こそが、重要なのではないだろうか。
- ・江藤の懸念は、「ひとつと」ではなかった！

了

【註】本稿は、あるマスコミ関連の授業の講義ノートをもとにしたものです。当日のゲストのかたの学生さんの意見なども参考にさせていただきました。感謝します。

【謝辞】本稿執筆にあたっては、杉原洋氏（鹿児島大学）より、情報の存在などについて多大なご教示をいただきました。ここに記して感謝します。ただし、いうまでもなく、本文の主旨・誤りについての責は、一に桜井に存します。

## 【付録 1】

## 朝日新聞綱領

- 一、不偏不党の地に立つて言論の自由を貫き、  
民主國家の完成と世界平和の確立に寄与す。
- 一、正義人道に基いて國民の幸福に献身し、  
一切の不法と暴力を排して腐敗と闘う。
- 一、眞実を公正敏速に報道し、  
評論は進歩的精神を持ってその中正を期す。
- 一、常に寛容の心を忘れず、  
品位と責任を重んじ、  
清新にして重厚の風をたつとぶ。

<http://www.asahi.com/shimbun/honsya/j/platform.html>

## 【付録 2】 朝日新聞データベースによる「閉された言語空間」の検索結果

検索語：閉された言語空間

総件数：1件

No.	発行日	朝夕刊	面名	ページ	文字数
00001	2001年10月04日	朝刊	大特集A	028	04426文字

言論に落とした影（15年目の報告 朝日新聞襲撃事件）【大阪】

検索語：閉ざされた言語空間

No.	発行日	朝夕刊	面名	ページ	文字数	写真図表	関連素材	
00001	1999年09月22日	夕刊	文化	004	00960文字あり			
			天皇めぐる文学に一石 小谷野敦（ウオッチ文芸）					
00002	1999年07月22日	夕刊	文化	004	01748文字あり			
			弱さ故に張った胸 文芸評論家の江藤淳氏を悼む 福田和也					

## 【主要参考文献】

- 有山輝雄 1990 「新刊紹介 江藤淳著『閉ざされた言語空間』」『史学雑誌』99巻3号
- 有山輝雄 1996 『占領期メディア史研究：自由と統制・1945年』柏書房
- 有山輝雄 2008 『「中立」新聞の形成』世界思想社
- 江藤淳 1994 （ただし単行本初版は1989）『閉ざされた言語空間』文春文庫（本稿は文庫版による）
- 細川隆元 1965 『朝日新聞外史』秋田書店
- 今西光男 2008 『占領期の朝日新聞と戦争責任：村山長挙と緒方竹虎』朝日新聞社
- 前坂俊之 2007 『太平洋戦争と新聞』講談社学術文庫
- 野口悠紀雄 2002 『新版 1940年体制』東洋経済新報社
- 高桑 幸吉 1984 『マッカーサーの新聞検閲―掲載禁止・削除になった新聞記事』読売新聞社
- 山本武利 1996 『占領期メディア分析』法政大学出版局
- 朝日新聞 2009年09月04日 より 夕刊連載 「(検証 昭和報道：105) 占領下の新聞：1  
～ (検証 昭和報道：116) 占領下の新聞：12 」(朝日新聞データベースによる)
- その他、朝日新聞データベース（本文に示したとおり）

sakurai.yoshio@nifty.com

